

令和6年(ワ)第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 [REDACTED] 外15名

被告 株式会社神戸製鋼所 外9名

答 弁 書

令和6年10月17日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

〒542-0081

大阪府中央区南船場4丁目3番11号大阪豊田ビル2階
弁護士法人 御堂筋法律事務所(法人受任)(送達場所)

TEL: 06-6251-7266 / FAX: 06-6245-5520

被告株式会社神戸製鋼所訴訟代理人

弁護士 植 村 公 彦



同 越 本 幸 彦



同 武 井 祐 生



同 寺 田 明 弘



第1 請求の趣旨に対する答弁（本案前の答弁）

- 1 原告らの被告株式会社神戸製鋼所に対する訴えを却下する
 - 2 訴訟費用のうち、原告らと被告株式会社神戸製鋼所との間で生じた費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 はじめに

- (1) 本訴訟において、原告らは、被告らに対し、「2030年度及び2035年度において」、被告らの「販売する電気にかかる火力発電による二酸化炭素の年間排出量」について、原告らの主張する一定量を超えて排出しないことを求めている。
- (2) かかる原告らの請求は、国内の火力発電事業者について、原告らが主張する「国際的公序」に沿った具体的かつ段階的な法的義務が認められるとし、「原告らの生命、身体や自己決定権等の権利及び利益」が侵害されることになるとして（訴状「第5」「5」の項（64頁～73頁））、不法行為（民法第709条、第719条第1項）を根拠に、将来（「2030年度」及び「2035年度」）の二酸化炭素の年間排出量の差止めを求めようとするものである。

このように、原告らは、不法行為（民法第709条、第719条第1項）を請求の根拠として挙げるが、その主張の内実は、原告ら個々人の権利や法益を離れて、「国際的公序」に基づく環境の保全それ自体を求めるものというほかになく、本来的に司法判断になじまないことが明らかな請求である。

よって、原告らの請求が首肯される余地はないが、本訴訟における原告らの請求は、それ以前に、将来請求としての請求権適格を欠く不適法な訴えであり、速やかに却下されるべきことが明らかである。

すなわち、原告らの請求は、「2030年度」及び「2035年度」という将

来の時点における被告らの不作為を求めるものであるから、「将来の給付を求める訴え」（民事訴訟法第135条）に該当するところ、将来給付の訴えが認められるためには、同条に明記されている「あらかじめその請求をする必要」（訴えの利益。以下「必要性の要件」ということがある。）に加えて、「請求権としての適格」を満たさなければならないが、原告らの請求は、かかる請求権適格を欠いている。

したがって、原告らの訴えは、そもそも不適法であって却下を免れないから、被告株式会社神戸製鋼所（以下「被告神戸製鋼所」という。）は、本書面において、原告らの請求が、本案の審理をなすまでもなく却下されるべき旨を述べる。

2 将来給付の訴えにおける請求権としての適格を欠くこと

(1) 将来給付の訴えにおける請求権適格

将来給付の訴えについて定める民事訴訟法135条（当時の民事訴訟法第226条）について、最判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁（大阪国際空港事件）は、「同条は、およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権のすべてについて前記の要件〔注：必要性の要件〕のもとに将来の給付の訴えを認めたものではなく」として、例外的に将来給付の訴えによる請求を可能ならしめるためには、必要性の要件（訴えの利益）のほかに、当該請求権に将来の給付の訴えとしての請求権適格が認められることが必要である旨を判示している。

その判示を整理すれば、継続的不法行為に基づく将来の損害賠償請求権に将来給付の訴えとしての請求権適格が認められるためには、以下の全てを満たすことが必要となる。

- ① 請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予測されること
- ② 請求権の成否及び内容につき債務者に有利な影響を生じる将来の事情の変動があらかじめ明確に予測しうる事由に限られ、もって、請求権の成否及び内容をあらかじめ一義的に明確に認定できること
- ③ 当該事情の変動について請求異議の訴えによりその発生を証明して

のみ執行を阻止するという負担を債務者に課しても不当とはいえないこと

- (2) 請求権の基礎となる事実関係又は法律関係が現時点で存在していないこと（上記①の要件を欠くこと）

上記大阪国際空港事件は、空港に離着陸する航空機の騒音が訴訟提起時点において既に違法であることを前提に、当該不法行為が将来も継続することが問題とされた事案であるが、これに対して、本訴訟における請求は、原告らの主張によれば、被告神戸製鋼所について、「最低限の義務として、不法行為法上、CO₂の排出を、2019年比で、2030年までに48%、2035年までに65%、削減する義務を負う」、「当該削減義務を超えるCO₂排出は違法となる」と述べていることから分かる通り（訴状「第6」「4」〔115頁〕）、大阪国際空港事件の事案とは異なって、現時点における被告神戸製鋼所によるCO₂排出等が違法（不法行為を構成する）と主張しているものではない。

したがって、原告らの請求には、その基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在しているとはいえない。

また、原告らは、削減義務を負うと主張する根拠として、「IPCC第6次評価報告書統合報告書」等の各種機関による提言等を挙げているが、かかる提言等における排出削減目標の達成が、そのまま私企業の法的義務を構成するものではないことは多言を要しないところであり、かかる排出削減目標等の達成状況を基準に、各私企業の特定の個人に対する不法行為の成否が判断されるなどという規範は何ら確立されていない。

そして、敢えてこの点を措くとしても、かかる排出削減目標自体、時々の科学的知見や、それを踏まえた国際情勢、各国の施策、対応状況、目標達成状況等によっても常に変動し得る流動的な性質のものであり、原告らの主張する現時点の「国際的公序」なるものが、「2030年度」あるいは「2035年度」においても妥当する保証は一切ない。

以上に照らせば、少なくとも、原告らの主張する「2030年度」あるいは「2035年度」の時点において、原告らとの関係で差止めの対象となるべき被告神戸製鋼所の不法行為が存在する可能性を、現時点において判

断することは不可能であり、したがって、その基礎となる事実関係又は法律関係の継続が予測されるものでもないのである。

- (3) 請求権の成否及び内容に影響する将来の事情の変動は多岐にわたり、被告神戸製鋼所にとって明確ではないこと（上記②の要件を欠くこと）

2030年度や2035年度における被告神戸製鋼所のCO₂排出行為が違法なものとなり不法行為と評価される余地があると仮定するとしても、実際にそのように評価されるか否かは、今後の科学技術及び知見の発展、気候の変動経過及びこれに対する科学的評価、これを受けた各種機関等の提言内容、各国・地域の施策、あるいは国際的なCO₂排出削減に関する規制状況等によって左右され、また、違法性判断の基準となる受忍限度の判断もその時点での情勢によって変わり得る。

そして、これらの評価・判断に影響し得る要素も多岐にわたるうえ、それを現時点で、予め明確に予測することは、被告神戸製鋼所はもちろん、いかなる者にも不可能である。

よって、原告らの請求は、その成否及び内容につき被告神戸製鋼所に有利な影響を生じる将来の事情変動が、あらかじめ明確に予測し得る事由に限られているとは到底いえない。

- (4) 被告神戸製鋼所に請求異議の訴えの起訴責任を課すことは不当であること（上記③の要件を欠くこと）

上記「(3)」の項で述べた今後変動し得る事情について、被告神戸製鋼所は、それらを常に覚知し把握すべき立場にはない。

それにもかかわらず、現時点において違法性が認められない被告神戸製鋼所に対し、原告らの請求を認め、被告らに請求異議の訴えを提起して将来の多岐にわたる事情の変動による請求権の消滅又は不成立の立証責任を負担させることは、当事者の公平を著しく欠くものであり、明らかに不当である。

- (5) 小括

以上のとおり、本件における原告らの請求権には、基礎となるべき事実関係又は法律関係はそもそも存在せず、継続が予想されるものでもないうえ、将来の具体的な請求権の成否・内容に影響する事実関係の変動

要因は多岐にわたり、かつ被告神戸製鋼所にとって明確であるとはいえないのであり、現時点において違法性が認められない被告神戸製鋼所に対し、請求異議の訴えの起訴責任を課すことは明らかに不当である。

したがって、原告らの請求は、将来の給付請求を求めるための請求権としての適格を欠くものであり、不適法である。

3 結語

よって、原告らの被告神戸製鋼所に対する訴えは、将来の給付を求める訴えとしての請求権適格を欠き、不適法であるから、原告らの被告神戸製鋼所に対する請求は直ちに却下されるべきである。

以 上